

特定健診受診勧奨通知作成等業務委託契約における  
企画提案競技実施要領

令和5年4月

鹿児島市市民文化部国民健康保険課

## 1 業務名

特定健診受診勧奨通知作成等業務

## 2 業務の目的

特定健診受診率向上のため、本市国民健康保険被保険者の40歳以上74歳までの未受診者（※）をパターン分けし、その属性に応じた効果的な内容の圧着はがき等を送付し、特定健診の受診行動につなげることを目的とする。あわせて、30歳以上39歳までの被保険者に、若年者健診の受診券及び受診案内について通知を行う。

また、令和6年度中に40歳、45歳、50歳、55及び60歳に達する者に対する、特定健診受診による特典の案内通知物の作成を行う。令和5年度において新規国保加入者のうち、令和6年度中に41歳から69歳までに達する者に対する、国保特定健診の周知を図る。（前者にも該当する場合は、前者を優先する）。

※ 特定健診未受診者とは、通知物の納品日時点で、本市国保に特定健診の結果データが到着していない者

## 3 企画提案項目

### (1) 対象者のパターン分け

特定健診未受診者の効果的なパターン分類方法とその理由を提案すること。

ただし、30歳以上39歳までの被保険者に送付する若年者健診に関する通知物や令和6年度当初の特定健診受診勧奨はがきに関してはパターン分けを行う必要はない。

### (2) 属性に応じた健診受診勧奨通知、30歳以上39歳までの被保険者への若年者健診に関する通知はがき等のデザイン企画

パターン分けした未受診者に対し、受診の必要性をどのように訴えるか、その手法とパターン毎のポイントが分かるように、以下の通知内容のデザイン企画等を提案すること。

- ・特定健診未受診者への勧奨通知はがき
- ・情報提供への同封案内チラシ
- ・若年者健診の勧奨通知はがき（受診券を含む）
- ・令和6年度当初の特定健診受診勧奨はがき（2種）

### (3) 受診率向上のための工夫

効果が見込める最適な通知物の作成や未受診者の受診行動変容を起こす様々な手法等、受診率を向上させるための工夫を示すこと。また、受診率向上のための独自提案を行うこと。

### (4) 特定健診受診勧奨後の分析

受診勧奨通知送付後における特定健診受診の分析方法等を示すこと。

### (5) スケジュール

全体的なスケジュールが分かるような作業スケジュールを示すこと。

### (6) 実施体制

勧奨通知等の作成及びデータ分析の実施体制や本市との連絡体制を示すこと。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）までとする。

#### 5 予算上限額

本業務の委託見積限度額は、7,656,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

上記の金額は、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

#### 6 業務の概要等

(1) 以下に、業務の概要と作業区分を示す。

業務の概要		作業区分		
		発注者 (鹿児島市)	受注者 (受託者)	
ア	データの授受	○	○	
イ	勸奨通知（圧着はがき）、情報提供票、案内チラシ及び封筒作製	① 用紙の調達	—	○
		② 印刷様式的设计（デザイン设计）	—	○
		③ 勸奨通知、情報提供票、案内チラシ及び封筒の作製	—	○
ウ	勸奨通知及び情報提供票へのデータの印刷	① 印刷プログラム開発	—	○
		② 勸奨通知及び情報提供票へのデータ印刷	—	○
		③ 印刷内容の確認作業	○	○
エ	裁断	勸奨通知及び情報提供票の裁断	—	○
オ	折り・封入封かん	① 情報提供票及び案内チラシの折り ② 封入封かん作業	—	○
カ	運搬・納入	① 完成品のチェック作業	○	○
		② 完成品の引抜き・運搬・郵便局への搬入	○	○
キ	今後の受診勸奨方法の提示	特定健診受診分析等を活用した今後の受診勸奨方法の提示	—	○
ク	受診率向上に資する取組	作成及び実施	—	○
ケ	勸奨通知送付後の分析、分析結果の報告	健診受診データによる分析、分析結果のまとめ、報告	—	○

(2) 提供する電子記録媒体の仕様

項目等	仕様等
媒体の形状	MO（640MB）もしくはCD-R、DVD-R

フォーマット形式	Windowsフォーマット
----------	---------------

郵送による場合は、セキュリティ便等個人情報の取扱いに留意した方法で運搬する。  
 個人情報が漏洩、滅失、毀損されることのないよう必要な措置を講じ、発注者の承認を得ること。

なお、データ授受にかかる費用は受注者の負担とする。

(3) 提供データについて

ア 特定健診等データ（3～5か年分）

FKAC167、FKAC165、FKAC161

イ KDBデータ

被保険者管理台帳データ

ウ 宛名印字用データ

エ 若年者健診データ

マルチマーカー8.0からデータの抽出

(4) データ出力を必要とする印刷物の枚数

ア 特定健診未受診者への勧奨通知（圧着はがき）

75,000枚（予定）

イ 特定健診未受診者への情報提供票（封書）

28,000枚（予定）

ウ 情報提供票への同封案内チラシ（封書）

28,000枚（予定）

エ 若年者健診勧奨通知（圧着はがき）（30歳代）

10,000枚（予定）

(5) データ出力しない印刷物の枚数

ア 封筒

28,000枚（予定）

イ 年度当初の特定健診勧奨通知（圧着はがき）

①令和6年度中に、40歳、45歳、50歳、55及び60歳に達する者

6,000枚（予定）

②令和5年度新規国保加入者のうち、令和6年度中に41歳から69歳までに達する者

9,000枚（予定）

※①、②のどちらにも該当する者は、①を優先する。

(6) データ印字を必要とする印刷物の仕様

ア 勧奨通知（圧着はがき） 75,000枚（予定）

項目等	仕様等
-----	-----

サイズ	Z型6面圧着はがき 横297mm(96+105+96)×縦152mm
刷色	4色両面フルカラー
印字するデータ	郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード

イ 情報提供票 28,000枚(予定)

項目等	仕様等
サイズ	A4サイズ
紙質	上質紙70kg
公印印刷	なし
裏面印刷	あり
刷色	両面2色(赤・黒)
折り	三つ折り
その他	様式は指定のもの(原稿あり)
印字するデータ	郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード 被保険者証記号番号、特定健診受診券番号、保険者番号、生年月日、性別

ウ 情報提供票への同封案内チラシ 28,000枚(予定)

項目等	仕様等
サイズ	A4サイズ
紙質	マット紙
裏面印刷	あり
刷色	4色両面フルカラー
折り	三つ折り

エ 若年者健診勧奨通知 (圧着はがき) 10,000枚(予定)

項目等	仕様等
サイズ	Z型6面圧着はがき 横297mm(96+105+96)×縦152mm
刷色	4色両面フルカラー
印字するデータ	郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード 若年者健診受診券番号

(7) データ印字不要の印刷物の仕様

ア 封筒 28,000枚(予定)

項目等	仕様等
サイズ	縦:120mm 横:235mm

紙質	窓あき封筒用紙（封入封かんや郵送に際し、破損しない程度の強度のあるもの）
折り補助、糊付け	あり
刷色	表：2色（赤・黒）

イ 翌年度当初の特定健診勧奨通知（圧着はがき）2種 計15,000枚（予定）

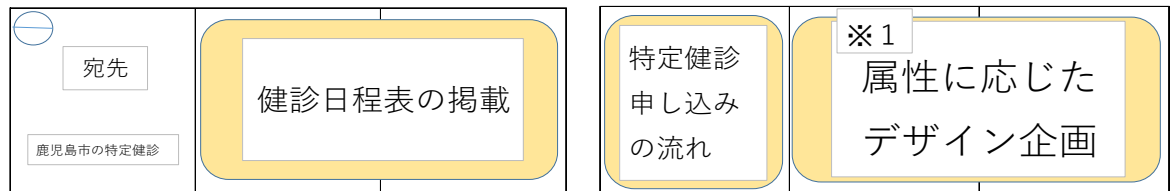
項目等	仕様等
サイズ	Z型6面圧着はがき 横297mm（96+105+96）×縦152mm
刷色	4色両面フルカラー

(8) 勧奨通知（圧着はがき）及び情報提供票へのデザイン企画について

健診の受診率を向上させるため、対象者のパターン分けに応じた勧奨通知を作成すること。

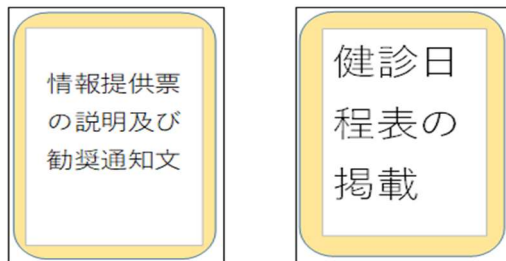
<レイアウト例>

ア 勧奨通知（圧着はがき）

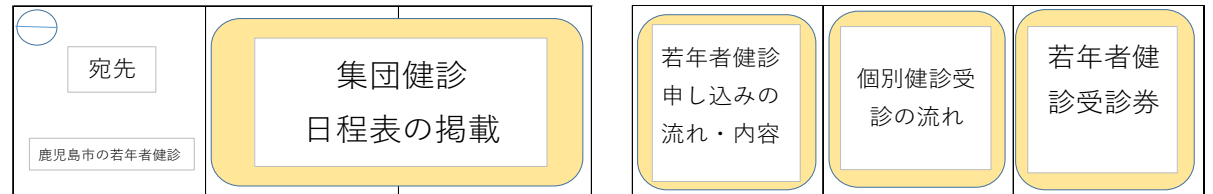


※1 2面を使用し、属性に応じたデザインを企画し、受診勧奨を行うこと。

イ 情報提供への同封案内チラシ  
(表面) (裏面)



ウ 若年者健診勧奨通知



エ 令和6年度当初の特定健診勧奨通知

① 令和5年度国保新規加入者のうち、令和6年度中に41～69歳になる者



②健診受診者への特典について掲載



(9) 勸奨通知（圧着はがき）及び情報提供票へのデータ印刷についての仕様

ア 印刷の色、フォントについて

印刷色：黒

印刷フォント：MS明朝体又はMSゴシック体

イ 利用者定義文字の印刷について

あり：利用者定義文字パターンについては発注者から受注者へ電磁記録媒体により提供する。

ウ カスタマーバーコード印刷について

受注者は、郵便番号、漢字の住所情報から生成するものとする。カスタマーバーコードの品質に関しては、郵便局に事前の品質検査を受け、適正な品質を確保し、カスタマーバーコード検査結果を発注者に提出すること。

エ テスト印刷

受注者は、情報提供票及び若年者健診勸奨通知の若年者健診受診券へのデータ印刷前に印字のテストを実施し、テストに要する負担は受注者の負担とする。

(10) 納品日及び発送予定枚数

納品回数	通知物の種類	宛名印字データ提供日	納品日	予定枚数	R4年度実績
1回目	若年者健診通知	令和5年 9月1日	令和5年 9月15日	10,000枚	8,353枚
2回目	受診勸奨通知	令和5年10月6日	令和5年10月20日	50,000枚	49,490枚
3回目	受診勸奨通知	令和5年11月6日	令和5年11月17日	13,000枚	9,301枚
4回目	受診勸奨通知	令和6年 1月5日	令和6年 1月19日	40,000枚	45,429枚
5回目	令和6年度当初受診勸奨通知	—	令和6年 3月25日	15,000枚	15,000枚 (予定)

※ 見本については、健診機関及び医療機関等に配布するため、以下のとおり納品すること。

- ・ 令和5年9月11日（月）までに、1回目の若年者健診通知はがきを200枚程度
- ・ 令和5年10月16日（月）までに、2回目の特定健診受診勸奨通知はがきを属性毎に150枚程度ずつ、及び情報提供票・案内チラシを同封した封書200枚程度
- ・ 令和5年11月13日（月）までに、3回目の特定健診受診勸奨通知はがき及び情報提供票・案内チラシを同封した封書を各種20枚程度ずつ

- ・ 令和6年1月15日（月）までに、4回目の特定健診受診勧奨通知はがきを50枚程度
- ・ 令和6年3月25日（月）までに、5回目年度当初の受診勧奨通知はがきを400枚程度

(11) 納品の方法・場所

完成品については、郵便局ごとの郵便番号別に区分け・梱包し、受注者の指定する場所へ納品する。

※6(7)イ 翌年度当初の特定健診勧奨通知（圧着はがき）は、上記に加え、2種それぞれ分けて納品すること。

## 7 情報セキュリティ対策及び秘密情報（個人情報等）の取り扱いについて

- (1) 本業務で秘密情報等重要な情報を扱う場合は、使用目的及び使用範囲等を明確化し、報告すること。
- (2) 本業務に係る従業員における、秘密情報等保護に関する規則等について報告すること。
- (3) 本業務において使用する秘密情報等重要な情報に関し、アクセスできる従業員の一覧及びアクセス方法について報告すること。
- (4) 本業務に係る従業員に行う、セキュリティ教育の内容・実施年月日等について報告すること。
- (5) 本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その公表もしくは本市における公表に対応するため、状況等について逐次報告すること。
- (6) サーバは国内のデータセンターに設置すること。
- (7) 秘密情報等重要なデータについては、原則インターネットと接続されていない環境で保存することとし、やむを得ずインターネットに接続する場合は、事前に本市へ承認を得るとともに、セキュリティ対策について報告すること。
- (8) 秘密情報等重要なデータについては、暗号化等による保護を行うこと。
- (9) 本業務終了後、本市が提供した、又は業務を履行するうえで、収集した個人情報等重要なデータについては返却もしくは復元できないように消去し、結果を報告すること。
- (10) 本市が求めるセキュリティ対策が実現されるかの確認のため、別紙の情報セキュリティ対策チェックシートを提出すること。また満たされない項目については是正措置を行うこと。
- (11) 本業務の履行にあたり知り得た情報を、第三者に開示又は本業務の履行以外の目的で利用しない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）ものとする。
- (12) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守すること。
- (13) 知り得た情報を他に漏洩してはならず、この契約が終了し、又は解除された後においても同様の義務を負うものとする。

## 8 情報セキュリティ対策チェックシートの提出



別紙の情報セキュリティ対策チェックシートにより、本市が求めるセキュリティ対策が満たされているかを確認し、結果を提出すること。また満たされない項目については是正措置を行うこと。

## 9 企画提案競技参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。ただし、鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあつては、主たる事務所等の所在地の市区町村税（特例により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (3) 書類提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (8) 平成30年度以降に、本業務に類する業務の実績があること。
- (9) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS適合性評価制度認証を取得している者であること。

※書類の提出以降、企画提案競技に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、企画提案競技に参加できない。また、落札決定後、契約に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。

## 10 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

日 時	内 容
令和5年4月14日（金）	告示
令和5年4月28日（金）午後5時15分まで	企画提案競技参加申出書の提出

	期限
令和5年5月10日(水)	企画提案競技参加決定通知
令和5年6月5日(月)午後5時15分まで	企画提案書等の提出期限
令和4年6月中旬(予定)	プレゼンテーション審査
令和4年6月末(予定)	委託事業者決定、契約締結

## 1.1 企画提案競技参加申出書の提出

### (1) 受付期間

令和5年4月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

### (3) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部国民健康保険課保健事業係(別館1階)

電話 099-808-7505

### (4) 提出方法

郵送又は直接持参

### (5) 提出書類

ア 企画提案競技参加申出書(様式1)

イ 会社概要書(様式2)

ウ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書(猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類。3か月以内に発行されたもの。写しでも可)。鹿児島市で証明書が発行されない場合は、市内の営業を担当する事務所が所在する市区町村が発行する納税証明書(3か月以内に発行されたもの)

エ 会社法(平成17年法律第86号)に規定される会社については、商業登記簿謄本(写しでも可)

オ 前号以外の法人については、法人登記簿謄本(写しでも可)

カ 印鑑証明書(原本。3か月以内に発行されたもの)

キ 直近1期分の財務諸表

ク 特定健診受診勧奨通知作成等業務の受託実績調書(様式7)

ケ 委任状兼使用印鑑届(様式3。必要な場合のみ)

※ 上記1.1(5)のア企画提案競技参加申出書(様式1)提出後、企画提案書等の提出までの間に辞退を希望する場合は、企画提案競技参加辞退届(様式9)を提出すること。

(6) 告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、1.1(5)のエからキまでの書類の提出を省略することができる。

なお、提出書類のうち様式が定まっていないものについては、様式は任意とする。

## 1.2 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和5年5月10日

(水)までに通知する。

### 1.3 説明会

実施しない。

### 1.4 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、下記の要領にて行う。

#### (1) 受付期限

令和5年5月29日(月)午後5時15分まで(期限厳守)

#### (2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出し、電話にて提出確認を行うこと。電話など口頭による照会には回答しない。

アドレス [kokuho-hoken@city.kagoshima.lg.jp](mailto:kokuho-hoken@city.kagoshima.lg.jp)

#### (3) 提出様式

質問書(様式8)

#### (4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問票に質問者の会社(団体)名・氏名及び連絡先等の記入をし、質問の趣旨を簡潔に記入すること。

#### (5) 回答方法

質問及びその回答内容のみについて、令和5年6月1日(木)までに、市ホームページにて回答する。

### 1.5 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

#### (1) 受付期間

令和5年6月5日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

#### (3) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部国民健康保険課保健事業係(別館1階)

電話 099-808-7505

#### (4) 提出書類

ア 企画提案書(様式4)

イ 見積書(様式5)

ウ 業務実施体制調書(様式6)

エ WEBページ等を作成する場合は、セキュリティ対策について(任意の様式)

#### (5) 提出部数

正本:1部、副本:9部

・正本の表紙には住所、会社名、代表者名を記入すること。

- ・ 副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
- ・ 文章の補完のために写真、イラスト等を用いても構わない。
- ・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 企画提案書については、様式4の他に任意の様式を用いて提出しても構わない。

(6) 提出方法

郵送又は直接持参

(7) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ア 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- イ 本要領に違反している又は適合しないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 企画提案競技参加者が複数の提案をすること
- オ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明なもの
- カ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- キ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

## 1.6 委託業者の選定方法

(1) 選定方法

選定は、プレゼンテーション審査により実施し、有効な企画提案書を提出した者の中から、総合的に評価を行い、決定する。

※企画提案書等提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、書類審査において不採用となった者のプレゼンテーションについては省略する。

(2) プレゼンテーション審査

次のとおり、企画提案競技参加者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

ア 実施日

令和5年6月中旬予定

イ 実施場所

鹿児島市山下町1-1番1号（会場については、別途通知する。）

ウ その他

- ① 開催日時等詳細は、申込者に対し、別途通知する。（事前の書類審査において、不採用となった者があった場合の通知も含む。）
- ② プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。
- ③ プレゼンテーションの時間は20分以内とする。
- ④ プレゼンテーション時に提案書の記載内容を抜粋したパワーポイント等を作成して説明しても差し支えない。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、WEB会議システムにより

リモート等で実施する場合がある。

(3) 審査項目

審査項目	審査基準
提案内容的確性	企画コンセプトが明確であり、事業の趣旨を理解したうえで企画された内容であること (未受診者のパターン分けは効果的な分類になっているか、受診行動に結びつけるような内容になっているか等)
通知物の内容	視覚的に見やすく、分かりやすい内容になっているか。 正確な表現で啓発の効果が期待できるものになっているか。
事業効果	企画案を実施することによって、事業効果が期待される内容であること
費用の妥当性	所要経費の積算（見積金額、内訳）が、企画内容に対して妥当なものであること
実現性（スケジュール・人員体制等）	実施体制（スケジュールや人員体制、業務分担等）が妥当であり、スムーズな運営が期待できること
独自提案	効果が見込める独自提案があったか
総合評価	企画提案書及びプレゼンテーションにおける総合的な評価

(4) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の結果についての異議申し立てを受け付けない。  
なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(5) 結果通知

有効な企画提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者選定し、2位を次点の者とする。

選定結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(6) 企画提案競技の延期

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態であると認めるとき若しくは不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期、廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまでに要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

## 1.7 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された企画提案競技の提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。
- (2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い作成する。

- (3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 契約予定金額  
予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。
- (5) 契約期間  
契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

## 18 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、すべて当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、提出書類等の写しを作成し使用することができるものとする。

## 19 本業務担当者

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部国民健康保険課保健事業係（別館1階）

担当：磯道

TEL 099-808-7505 FAX 099-216-1200

Email [kokuho-hoken@city.kagoshima.lg.jp](mailto:kokuho-hoken@city.kagoshima.lg.jp)